

鳥取県告示第 752 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 17 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷 240-24	特定非営利活動法人れしーぶ相談支援事業所	八頭郡八頭町宮谷 240-15	平成 18 年 10 月 1 日
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	東京都豊島区南大塚二丁目 33-10	ゆいまある	八頭郡若桜町大字若桜 257	〃
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	障害者支援センターしらはま	鳥取市伏野 2259-17	〃
特定・特別医療法人明和会医療福祉センター	鳥取市東町三丁目 307	相談支援センターサマー・ハウス	鳥取市湯所町一丁目 131	〃
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目 104-2	障害者支援センターさわやか	鳥取市富安二丁目 96	〃